

役員の報酬等及び評議員の旅費等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人加茂暁星学園の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の報酬、手当、退任慰労金、旅費並びに学校法人加茂暁星学園の評議員の旅費について必要な事項を定めるものとする。

第2章 報酬及び手当

(報酬)

第2条 常勤の役員(学園の専任教職員の職にある者は除く。)の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 380,000 円
- (2) 常務理事 月額 260,000 円

2 非常勤の役員(学園の専任教職員の職にある者は除く。)の報酬の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 55,000 円
- (2) 副理事長 月額 19,000 円
- (3) 理事 月額 10,000 円
- (4) 監事 月額 10,000 円

(期末手当)

第3条 役員(学園の専任教職員の職にある者は除く。)には、報酬のほか期末手当を支給する。

2 前項の手当の額は、職員の例に準じてその都度定める。

(その他の手当)

第4条 常勤の役員には、期末手当のほか諸手当を支給する。

2 前項の手当の支給対象者は、その都度定める。

3 前項の手当の額は、職員の例に準じてその都度定める。

(支給方法)

第5条 役員の報酬の支給方法については、職員の例による。

第3章 退任慰労金

(退任慰労金の支給)

第6条 役員(学園の専任教職員の職にある者は除く。)の退任慰労金は、役員が退任したときにその者に支給する。ただし、死亡による退任の場合には、その遺族に支給する。
2 前項に規定する遺族の範囲及び順位は退職金支給規則第7条を準用する。

(支給基準)

第7条 役員(学園の専任教職員の職にある者は除く。)の退任慰労金の額は、退任日におけるその者の報酬月額に、在任期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計とする。

- (1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 5年以上8年以下の期間については、1年につき100分の120
- (3) 9年以上12年以下の期間については、1年につき100分の130
- (4) 13年以上の期間については、1年につき100分の150

(退任慰労金の加給)

第8条 特別の事由がある者については、理事会の議決を経て退任慰労金に加給したものを支給することができる。

(在任期間の計算)

第9条 在任期間の計算は、就任から退任までの年数とし、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。

第4章 国内旅行の旅費

(旅費の支給)

第10条 役員及び評議員が職務のため旅行したときは、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第11条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(出張雑費)

第12条 出張の性質により、この規則による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(費用弁償)

第13条 費用弁償は、非常勤の役員(学園の専任教職員の職にある者は除く。)及び非常勤の評議員(学園の専任教職員の職にある者は除く。)が、理事会、評議員会及び委員会等に出席した場合に支給するものとし、その額は、1日につき4,000円とする。ただし、遠隔地(50km以上)から出席する者には、第11条に規定する旅費を併せて支給す

る。

第5章 雑則

(旅費規程の準用)

第14条 この規則に定めるもののほか、国内旅行の出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、学校法人加茂暁星学園教職員旅費規程を準用する。

2 外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、学校法人加茂暁星学園外国旅費規程を準用する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。(理事会制定 平成21年3月9日)

2 役員の報酬及び退任慰労金に関する規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。(理事会制定 平成30年3月28日)

附 則

この規則は、令和7年8月26日から施行し、令和7年7月1日から適用する。(理事会制定 令和7年8月26日)